位置商標の識別力に関する一考察



辻本法律特許事務所 弁護士 松田 さとみ

1 はじめに

新しいタイプの商標として、平成27年4月1日施行の平成26年法改正(平成26年法律第36号) により、位置商標が音商標やホログラム商標などともに登録が可能になった。

特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)で確認したところ¹、令和 3 年 5 月19日時点において533件の位置商標の出願があり、その内訳は登録済みが112件(うち 3 件は異議申立てのための公告中)、拒絶査定不服審判係属中が 6 件、出願取下又は放棄による終了が33件、拒絶、却下又は無効による終了が286件、審査中が58件、審査待ちが38件であった。審査中及び審査待ちを除く437件の出願のうち、登録を受けたのは112件であり、出願件数に対する登録率は25.6%に留まり、決して高いとはいえない²。

また、令和2年には知的財産高等裁判所において位置商標の登録を認めなかった審決取消請求 につき3件の判決が出されたが、いずれも請求を棄却する旨の判決であった。

このように位置商標については、識別力の観点から登録を受けにくい状況が見受けられるが、 本稿では、位置商標の審査基準を概観した後、上記3件の審決・判決を通じて、位置商標の識別 力に関して考察したい。

2 位置商標とは

位置商標とは、商標法施行規則4条の6にて「商標に係る標章(文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合に限る。)を付する位置が特定される商標」と定義づけされている。

¹ なお、出願を区分別でみると、被服、履物、帽子等を指定商品に含む第25類が最も多く65件、家庭用テレビゲーム機用プログラム等を指定商品に含む第9類が次に多く39件、おもちゃ等を指定商品に含む第28類が27件、化粧品等を指定商品に含む第3類が22件、被服等の小売等を指定役務に含む第35類が16件、貴金属や時計を指定商品に含む第14類及び果実や野菜を除く植物性食品の加工品等を指定商品に含む第30類が各10件、医療用機械器具等を指定商品に含む第10類が9件、ビールやアルコール分を含まない飲料等を指定商品に含む第32類及び教育等を指定役務に含む第41類が各8件となっている。

² この点につき、外川英明「わが国商標制度における位置商標の役割」知的財産法のモルゲンロート— 土肥一史先生古稀記念論文集(2017年・㈱中央経済社)124頁においても「出願数と登録数の関係でみれば、色彩のみの商標と位置の商標の登録が非常に少ないと言える。」と指摘されている。